

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32番地		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 平成23年9月30日 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 乙訓環境衛生組合 管理者 江下 傳明
---	--	---

主たる業種	ごみ処分業					細分類番号 8 5 1 6	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則 第2条第1項第1号 第2条第1項第2号又は第3号 第2条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	温室効果ガスの削減及び「乙訓環境衛生組合地球温暖化防止実行計画」の推進を図り、京都府地球温暖化対策条例に基づく削減目標の達成を目指す。						
計画を推進するための体制	「乙訓環境衛生組合地球温暖化防止実行計画」に基づき構成されている「乙訓環境衛生組合地球温暖化防止推進委員会」により、本計画と実行計画を併せて推進する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	26,981.3トン	25,215.3トン	24,705.9トン	24,148.9トン	-8.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	25,470.0トン	25,215.3トン	24,705.9トン	24,148.9トン	-3.1 パーセント	
	目標の根拠	・改正：京都府地球温暖化対策条例の指針に準じるものである。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	一般廃棄物	事業活動に伴う排出の量 (年間処理能力)	4.50	4.50	4.40	4.30	-2.22 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	平成23年度における、施設の運転計画日数及び施設処理能力から処理可能量を算出し、それに対する温室効果ガス発生量を検討するものである。					
	重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		23.0 パーント	76.0 パーント	76.0 パーント	100.0 パーント		
具体的な取組及び措置の内容	(2.3) 年度	公共交通機関の活用による公用車走行距離及び燃料使用量や節電による電力使用量等の削減に取組み、事務部門から排出する温室効果ガスを削減する。					
	(2.4) 年度	公共交通機関の活用による公用車走行距離及び燃料使用量や節電による電力使用量等の削減に取組み、事務部門から排出する温室効果ガスを削減する。					
	(2.5) 年度	公共交通機関の活用による公用車走行距離及び燃料使用量や節電による電力使用量等の削減に取組み、事務部門から排出する温室効果ガスを削減する。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	特になし。					
	上記の措置を採用する理由	周辺に、公共交通機関がなく、通勤し難い地域に施設が設置されているため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	合計	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	年に一度、「リサイクルフェア」という催しを開催する中で、地域住民に対しての環境意識向上の為の啓発活動を実施している。						
特記事項							

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。